

1 メールで問い合わせ

宛先 **cbr-gikan285@mlit.go.jp** 

件名 R7工事運用ガイドラインについて

本文

以下について回答下さい。

-
-
-

(株) □□建設
中部 太郎
058-999-999

2 メールで回答



中部地整 技術管理課 工事入札契約
cbr-gikan285@mlit.go.jp

以下のとおり回答します。

(回答)

-

3 過去の問い合わせ内容を公表

整備局トップ>入札・契約情報>工事
>工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン
https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/kouji/gijutsu_h2604.htm

番号	問い合わせ内容	回答
1	施工予定工事の実績について P57、P70において、企業、技術者の「同様・類似工事以外の施工実績も評価」及び基準日から遡って「2年以内」の工事とされているが、P40～P44、P46～P47の表内の評価欄の期間が「1年以内」となっている。申請時の注意事項のP24において、「同様・類似工事の実績」と同一工事、期間が「1年以内」となっている。表及び申請時の注意事項が間違っているという理解でよろしいでしょうかご教示願います。	3-5-4企業の技術力等 (12) 施工予定対象工事の実績、3-5-5技術者の技術力 (6) 施工予定対象工事の実績における評価対象期間は、工事実施の翌日から評価の基準日から遡って2年以内の工事になります。ガイドラインP40～P44、P46～P47、申請時の注意事項P24について後日修正を行います。不備がありまして申し訳ありません。
2	維持修繕工事の施工実績 ①維持修繕工事「24時間体制」を除く、日常的に施設維持を行う工事（維持工事、除草工事、流木処理工事・・・等、及び関連する役務業務）とありますが、 Q1：工事名「○○維持修繕工事」等で「一般土木工事」の工種区分で発注され、工種として除草工等が含まれる場合には、②として認められるでしょうか。 Q2：「維持修繕工事」の工種区分で発注される工事については、②として認められるでしょうか。	Q1:日常的に施設維持を行う工事かどうかで評価します。 Q2:評価対象工事種別については設定しませんので、施工実績の工事工種によらず評価します。
	新技術開発に関わる受注企業評価対象期間について ガイドラインP48の表では「本発注工事の発注前年度から遡って3年間」と記載されています。一方P49の注「(受注企業が行った開発の事業の発注の前年度の前年度から遡って3年間)」とあります。この注は「(受注企業が行った開発の事業の発注の前年度の前年度から遡って3年間)」とあります。ガイド	3-5-4企業の技術力等 (22) 新技術開発に関わる受注企業 (WTOのみ評価) の評価対象期間は「(受注企業が行った開発の事業の発注の前年度の前年度から遡って3年間)」とあります。



- ・ 質疑内容が明確に伝わるように記載下さい。
- ・ 回答にあたっては、お時間を頂く場合があります。